

## V 參考資料

# 1 特定施設一覧表

番号	特定施設	番号	特定施設
1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 選鉱施設</p> <p>ロ 選炭施設</p> <p>ハ 坑水中和沈でん施設</p> <p>ニ 掘削用の泥水分離施設</p>	5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 湯煮施設</p> <p>ニ 濃縮施設</p> <p>ホ 精製施設</p> <p>へ ろ過施設</p>
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p>	6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</p> <p>ハ 湯煮施設</p>	7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）</p> <p>ハ ろ過施設</p> <p>ニ 分離施設</p> <p>ホ 精製施設</p>
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 水産動物原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 脱水施設</p> <p>ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p>	8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 湯煮施設</p>	9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
		10	<p>飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</p> <p>ハ 搾汁施設</p> <p>ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p> <p>へ 蒸留施設</p>
		11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p>

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設	
12	ハ 压榨施設	18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であ	
	ニ 真空濃縮施設		って、次に掲げるもの	
	ホ 水洗式脱臭施設		イ 水洗式脱臭施設	
13	動植物油脂製造業の用に供する施設	19	ロ 洗浄施設	
	であって、次に掲げるもの		紡績業又は繊維製品の製造業若しく	
	イ 原料処理施設		は加工業の用に供する施設であっ	
14	ロ 洗浄施設	20	て、次に掲げるもの	
	ハ 压榨施設		イ まゆ湯煮施設	
	ニ 分離施設		ロ 副蚕処理施設	
15	イースト製造業の用に供する施設で	21	ハ 原料浸せき施設	
	あって、次に掲げるもの		ニ 精錬機及び精錬そう	
	イ 原料処理施設		ホ シルケット機	
16	ロ 洗浄施設	21 の 2	ヘ 漂白機及び漂白そう	
	ハ 分離施設		ト 染色施設	
	ニ 渋だめ及びこれに類する施設		チ 薬液浸透施設	
17	でん粉又は化工でん粉の製造業の用	21 の 3	リ のり抜き施設	
	に供する施設であって、次に掲げる		20	洗毛業の用に供する施設であって、
	もの		次に掲げるもの	
18	イ 原料浸せき施設	21 の 4	イ 洗毛施設	
	ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）		ロ 洗化炭施設	
	ハ 分離施設		化学繊維製造業の用に供する施設で	
18 の 2	ニ 渋だめ及びこれに類する施設	22	あって、次に掲げるもの	
	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に		イ 湿式紡糸施設	
	供する施設であって、次に掲げるも		ロ リンター又は未精錬繊維の薬液	
19	の	21 の 2	処理施設	
	イ 原料処理施設		ハ 原料回収施設	
	ロ ろ過施設		一般製材業又は木材チップ製造業の	
20	ハ 精製施設	21 の 3	用に供する湿式バーカー	
	麺類製造業の用に供する湯煮施設		合板製造業の用に供する接着機洗浄	
	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する		施設	
21	湯煮施設	21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供	
	インスタントコーヒー製造業の用に		する施設であって、次に掲げるもの	
	供する抽出施設		イ 湿式バーカー	
22	冷凍調理食品製造業の用に供する施	22	ロ 接着機洗浄施設	
	設であって、次に掲げるもの		木材薬品処理業の用に供する施設で	
	イ 原料処理施設		あって、次に掲げるもの	
23	ロ 湯煮施設	23	イ 湿式バーカー	
	ハ 洗浄施設			

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設
23	ロ 薬液浸透施設 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設	27	ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設		
25	削除		
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機		

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設
29	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ベンゼン類硫酸洗浄施設</p> <p>ロ 静置分離器</p> <p>ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>		<p>ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設</p> <p>ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</p>
30	<p>発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 蒸留施設</p> <p>ハ 遠心分離機</p> <p>ニ ろ過施設</p>		<p>チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>リ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ヌ 湿式集じん施設</p>
31	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設</p> <p>ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</p> <p>ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p>	34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 脱水施設</p> <p>ハ 水洗施設</p> <p>ニ ラテックス濃縮施設</p> <p>ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p>
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設</p> <p>ハ 遠心分離機</p> <p>ニ 廃ガス洗浄施設</p>	35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 蒸留施設</p> <p>ロ 分離施設</p> <p>ハ 廃ガス洗浄施設</p>
33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 縮合反応施設</p> <p>ロ 水洗施設</p> <p>ハ 遠心分離機</p> <p>ニ 静置分離器</p> <p>ホ ふっ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設</p>	36	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃酸分離施設</p> <p>ロ 排ガス洗浄施設</p> <p>ハ 湿式集じん施設</p>
		37	<p>前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p>

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設
	イ 洗淨施設		ヨ メチルメタアクリレートモノマ
	ロ 分離施設		一製造施設のうち、反応施設及び
	ハ ろ過施設		メチルアルコール回収施設
	ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設	38	タ 廃ガス洗淨施設
	ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設		石けん製造業の用に供する施設であ
	ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	38の2	って、次に掲げるもの
	ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設		イ 原料精製施設
	チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設	39	ロ 塩析施設
	リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設		界面活性剤製造業の用に供する反応
	ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	40	施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗淨装置を有しないものを除く。）
	ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗淨施設	41	硬化油製造業の用に供する施設であ
	ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設	41	って、次に掲げるもの
	ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器	42	イ 脱酸施設
	カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設	42	ロ 脱臭施設
		43	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
		44	香料製造業の用に供する施設であ
		44	って次に掲げるもの
		45	イ 洗淨施設
			ロ 抽出施設
			ゼラチン又はにかわの製造業の用に
			供する施設であって、次に掲げるもの
			イ 原料処理施設
			ロ 石灰づけ施設
			ハ 洗淨施設
			写真感光材料製造業の用に供する感
			光剤洗淨施設
			天然樹脂製品製造業の用に供する施
			設であって次に掲げるもの
			イ 原料処理施設
			ロ 脱水施設
			木材化学工業の用に供するフルフラ
			ール蒸留施設

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設	51 の 3	加硫施設 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設	52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設	54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	55	水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	56	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接	57	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
		58	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
		58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設		もの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	64 の 2	水道施設（水道法（昭和 32 年法律 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設		イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	65 66 66 の 2	酸又はアルカリによる表面処理施設 電気めっき施設 エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	66 の 3	旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	66 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設		
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げる		

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	69 の 2	卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
66 の 6	飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	70 の 2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置させるちゅう房施設（総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	71	自動式車両洗淨施設
67	洗濯業の用に供する洗淨施設	71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場（注 1）で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗淨施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗淨施設		
68 の 2	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗淨施設 ハ 入浴施設		
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設		

番号	特 定 施 設	番号	特 定 施 設
71 の 3	ロ 焼入れ施設 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設	71 の 5	ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）（注 2）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの	71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
		72	し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）
		73	下水道終末処理施設
		74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出される水を除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）

※ 指定地域特定施設（令第 3 条の 2）

瀬戸内地域に設置されるし尿浄化槽で建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものをいう。

(注1) 環境省令で定める科学技術に関する研究等を行う事業場 (71の2)

- |    |  |
|----|--|
| 1  | 国又は地方公共団体の試験研究機関 (人文科学のみに係るものを除く。)   |
| 2  | 大学及びその附属試験研究機関 (人文科学のみに係るものを除く。)   |
| 3  | 学術研究 (人文科学のみに係るものを除く。) 又は製品の製造若しくは技術の改良、<br>考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 (前2号に該当するものを除く。) |
| 4  | 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、<br>専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設                  |
| 5  | 保健所  |
| 6  | 検疫所  |
| 7  | 動物検疫所  |
| 8  | 植物防疫所  |
| 9  | 家畜保健衛生所  |
| 10 | 検査業に属する事業場   |
| 11 | 商品検査業に属する事業場   |
| 12 | 臨床検査業に属する事業場   |
| 13 | 犯罪鑑識施設   |

(注2) 産業廃棄物処理施設 (71の4)

- |    |   |
|----|---|
| 1  | 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10 m <sup>3</sup> を超えるもの (第1号)                                   |
| 2  | 汚泥 (PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。) の焼却施設であって、<br>次のいずれかに該当するもの (第3号)                          |
|    | イ 1日当たりの処理能力が5 m <sup>3</sup> を超えるもの  |
|    | ロ 1時間当たりの処理能力が200 kg以上のもの   |
|    | ハ 火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上のもの  |
| 3  | 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10 m <sup>3</sup> を超えるもの (海洋<br>汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。) (第4号) |
| 4  | 廃油 (廃PCB等を除く。) の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの (海<br>洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。) (第5号)            |
|    | イ 1日当たりの処理能力が1 m <sup>3</sup> を超えるもの  |
|    | ロ 1時間当たりの処理能力が200 kg以上のもの   |
|    | ハ 火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上のもの  |
| 5  | 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50 m <sup>3</sup> を超える<br>もの (第6号)                        |
| 6  | 廃プラスチック類 (PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。) の焼却施<br>設であって、次のいずれかに該当するもの (第8号)                    |
|    | イ 1日当たりの処理能力が100 kgを超えるもの   |
|    | ロ 火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上のもの  |
| 7  | 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 (第11号)   |
| 8  | 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 (第12号)  |
| 9  | 廃PCB等 (PCB汚染物に塗布され、染みこみ、付着し、又は封入されたPCB<br>を含む。) 又はPCB処理物の分解施設 (第12号の2)                  |
| 10 | PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設 (第13号)  |

※第3号、第5号、第8号又は第12号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。

## 2 水質汚濁に係る環境基準

- 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）  
（以下「公共用水域告示」という。）

環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、それぞれ次のとおり定められています。

### （1）人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおり定められています。

### （2）生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおり定められています。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

最終改正：令和7年3月31日環境省告示第35号

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3の14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102-2の9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は付表1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102-3 24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。） 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（24.3.3.4のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は 5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によつて液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。）及び 5.5 に定める方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 7 に掲げる方法
備考		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。以下同じ。</li> <li>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</li> <li>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</li> </ol>		



イ

項目 類型	水生生物の 生息状況の 適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
測定方法		規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5に掲げる方法	X
備考 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100ml 以下	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100ml 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びC の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2mg/L以上	—	
測定方法		K-0102-1 12に定 める方法又はガラス 電極を用いる水質 自動監視測定装置 によりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	K0102-1 17.2に 定める方法	付表8に掲げる 方法	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及 び21.5に定める方 法又は隔膜電極若 しくは光学式センサ を用いる水質自動 監視測定装置により これと同程度の計 測結果の得られる 方法	規格K0102-5 5.6.2(5.6.2.7は除 く。)に定める方法 (ただし、試料採取 後直ちに試験がで きないときは、0～ 5℃(凍結させない) の暗所に保存し、9 時間以内に試験す ることが望ましく、12 時間以内に試験す る。)	
備考							
<p>1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p> <p>2 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100 CFU /100ml 以下とする。</p> <p>3 水道3級を利用目的としている測定点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 1,000 CFU /100ml以下とする。</p> <p>4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。</p> <p>5 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2、3 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産 1 級: ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 " 2 級: サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
 " 3 級: コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用  
 4 工業用水1 級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2 級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指 定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の 欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格K0102-217.3、17.4又は 17.5(17.5.3.2を除く。)に定める方法	規格K0102-218.4(18.4.1.4のb) を除く。)に定める方法	X
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2 級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3 級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)  
 3 水産 1 種: サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 " 2 種: ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 " 3 種: コイ、フナ等の水産生物用  
 4 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ		基準値			該当水域
項目	水生生物の 生息状況の 適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
類型					
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
測定方法		規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5に掲げる方法	X

エ		基準値		該当水域
項目	水生生物が 生息・再生産する 場の適応性	底層溶存酸素量		
類型				
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上		第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上		
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上		
測定方法		規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は付表10に掲げる方法		X

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

(3) 海域

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出 物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100ml以下	検出されないこと	第1の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	
測定方法		規格K0102-1 12に 定める方法又はガラス 電極を用いる水質 自動監視測定装置 によりこれと同程度の 計測結果の得られる 方法	規格K0102-1 17.2 に定める方法(ただし、 B類型の工業用水 及び水産2級のう ちノリ養殖の利水点 における測定方法は アルカリ性法)	規格K0102-1 21.2、 21.3、21.4及び21.5 に定める方法又は隔 膜電極若しくは光学 式センサを用いる水 質自動監視測定装 置によりこれと同程 度の計測結果の得ら れる方法	規格K0102-5 5.6.2(5.6.2.7は除 く。)に定める方法 (ただし、試料採取 後直ちに試験ができ ないときは、0～5℃ (凍結させない)の暗 所に保存し、9時間 以内に試験すること が望ましく、12時間 以内に試験する。)	規格K0102-1 22.5 に定める方法	X
備考 1 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/●)10mlを正確に 加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、 冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)でんぷん溶液を指 示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $COD(O_2mg/l) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000/50$ (a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の滴定値(ml) (b): 蒸留水について行った空試験値(ml) $fNa_2S_2O_3$ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の力価 2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100ml以下とする。 3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数 を数えることで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全  
2 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
" 2級: ボラ、ノリ等の水産生物用  
3 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及び II以下の欄に掲げる もの(水産2種及び3 種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごと に指定する水域
II	水産1種 水浴及びIII以下 の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を 除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの 欄に掲げるもの(水 産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測定方法		規格K0102-2 17.4又は17.5(17.5.3.2 を除く。)に定める方法	規格K0102-2 18.4(18.4.1.4のb)を除 く。)に定める方法	X
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全  
2 水産1種: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
" 2種: 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
" 3種: 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下	
測定方法		規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5に定める方法	X

エ

項目 類型	水生生物が 生息・再生産する 場の適応性	基準値		該当水域
		底層溶存酸素量		
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上		第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上		
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上		
測定方法		規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は付表10に掲げる方法		X

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

## 環境基準類型指定状況（令和8年3月31日現在）

### （1）生活環境の保全に関する環境基準（BOD、COD等）

#### ア 河川

水系等の区分	水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日告示等
山国川水系	山国川（1）	新谷橋より上流	AA	イ	昭和48年3月31日 環境庁告示第21号
	山国川（2）	新谷橋より下流	A	イ	
	津民川	全域	AA	イ	昭和62年5月15日 県告示第698号
	跡田川	全域	A	イ	
県北河川	伊呂波川	全域	A	イ	平成18年3月31日 県告示第359号
	都甲川	全域	A	イ	
	犬丸川	全域	A	ロ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	駅館川	全域（津房川を含む。）	A	イ	
	寄藻川	全域	A	イ	
	桂川	全域	A	イ	
国東半島 東部河川	伊美川	全域	A	イ	平成17年3月31日 県告示第469号
	田深川	全域	A	イ	
	武蔵川	全域	A	イ	
	安岐川	全域	A	イ	
別府速見河川	八坂川	全域	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	朝見川上流	観海寺橋より上流	A	イ	
	朝見川下流	観海寺橋より下流	C	ロ	
大分市内河川	住吉川	全域（流入する支川を含む。）	C	イ	平成19年3月30日 県告示第408号
	祓川	全域	B	ハ	
	丹生川上流	松本橋より上流（支川を除く。）	A	イ	平成11年3月31日 県告示第289号
	丹生川下流	松本橋より下流（支川を除く。）	B	ロ	
大分川水系	大分川上流	小野鶴橋より上流（流入する支川を含む）	A	イ	昭和47年4月1日 県告示第227号
	大分川中流	小野鶴橋から府内大橋まで（流入する支川を含む）	A	ロ	
	大分川下流	府内大橋より下流（流入する支川を含む）	B	ハ	
大野川水系	大野川上流	筒井大橋より上流（流入する支川を含む）	A	イ	昭和47年4月1日 県告示第227号
	大野川下流	筒井大橋より下流（流入する支川を含む）	A	ロ	
	乙津川	原川を除く全域	A	イ	平成7年6月2日 県告示第592号
	原川	全域	C	ロ	
臼杵市内河川	臼杵川	全域	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	末広川	全域	A	イ	

水系等の区分	水域名	範囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告示等
番匠川水系	番匠川上流	潮止堰より上流	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	番匠川下流	潮止堰より下流	A	イ	平成20年3月31日 県告示第222号
	壑田川上流	柏江橋より上流	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	壑田川下流	柏江橋より下流	A	イ	平成16年3月31日 県告示第400号
	木立川	全域	A	イ	
	中川 中江川	全域 全域	B B	イ イ	平成7年6月2日 県告示第592号
筑後川水系	筑後川(1)	松原ダムより上流で松原ダム貯水池(梅林湖)(全域)に係る部分を除く	AA	イ	昭和48年3月31日 環境庁告示第21号
	筑後川(2)	松原ダムから豆津橋まで	A	イ	
	大肥川	全域	A	イ	昭和62年5月15日 県告示第698号
	花月川	全域	A	イ	
	庄手川	全域	A	イ	
	玖珠川	全域	A	イ	
	町田川	全域	AA	イ	

備考1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

「イ」はただちに達成

「ロ」は5年以内可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

## イ 湖沼

水域名	範囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告示等
松原ダム貯水池（梅林湖）	全域	A	イ	平成28年3月31日 環境省告示第41号
北川ダム	全域	A	イ	平成19年3月30日 県告示第409号

ウ 海域

水系等の区分	水 域 名	範 囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告 示 等
周防灘	豊前地先海域	別記1参照	A	ハ	平成14年3月29日 環境省告示第33号
	響灘及び周防灘	別記2参照	A	イ	
国東半島地先水域		別記3参照	A	イ	昭和50年4月1日 県告示第370号
別府湾	住吉泊地水域	別記4参照	C	イ	昭和49年7月1日 県告示第796号
	乙津泊地水域	別記5参照	C	イ	
	鶴崎泊地水域	別記6参照	C	イ	
	大分港水域	別記7参照	B	イ	
	別府港水域	別記8参照	B	イ	
	守江港水域	別記9参照	B	イ	
	別府湾中央水域	別記10参照	A	3年納	
	別府湾東部水域	別記11参照	A	イ	平成11年3月31日 県告示第289号
	大野川東部水域	別記12参照	B	イ	
	佐賀関港水域	別記13参照	B	イ	
北海部郡東部地先		別記14参照	A	イ	平成10年3月31日 県告示第300号
臼杵湾		別記15参照	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
津久見湾		別記16参照	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
佐伯湾	佐伯湾中央水域	別記17参照	B	イ	平成28年3月29日 県告示第200号
	佐伯湾東部水域	別記18参照	A	イ	
南海部郡地先水域		別記19参照	A	イ	昭和53年4月1日 県告示第336号

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（全窒素及び全燐）

水系等の区分	水 域 名	範 囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告 示 等
松原ダム貯水池（梅林湖）		全域	湖沼Ⅲ	イ	平成28年3月31日 環境省告示第41号
北川ダム		全域	湖沼Ⅲ※	イ	平成19年3月30日 県告示第409号
周防灘	響灘及び周防灘（二）	別記20参照	海域Ⅱ	イ	平成15年3月27日 環境省告示第35号
国東半島地先		別記21参照	海域Ⅱ	イ	平成10年3月31日 県告示第301号
別府湾	別府湾（イ）	別記22参照	海域Ⅱ	イ	
	別府湾（ロ）	別記23参照	海域Ⅱ	イ	
北海部郡東部地先		別記14参照	海域Ⅱ	イ	
臼杵湾		別記15参照	海域Ⅱ	イ	
津久見湾		別記16参照	海域Ⅱ	イ	
佐伯湾		別記24参照	海域Ⅱ	イ	

※全燐に限る。

(3) 水生生物の保全に係る水質環境基準  
ア 河川

水系等の区分	水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日 告示等
山国川水系	山国川上流	大曲橋より上流	生物A	イ	平成22年9月24日 環境省告示第46号
	山国川下流	大曲橋より下流	生物B	イ	
	山移川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	津民川上流	土居橋より上流	生物A	イ	
	津民川下流	土居橋より下流	生物B	イ	
	跡田川	全域	生物B	イ	
県北河川	犬丸川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	伊呂波川	全域	生物B	イ	
	駅館川	全域(津房川を含む)	生物B	イ	
	寄藻川	全域	生物B	イ	
	桂川	全域	生物B	イ	
	都甲川	全域	生物B	イ	
国東半島 東部河川	伊美川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	田深川	全域	生物B	イ	
	武蔵川	全域	生物B	イ	
	安岐川	全域	生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第46号
別杵速見河川	八坂川	全域	生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第46号
	朝見川	全域	生物B	イ	
大分市内河川	祓川	全域	生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第796号
	住吉川	鳥越橋より下流	生物B	イ	
	丹生川	全域	生物B	イ	
	尾田川	堤原橋より下流	生物B	イ	
大分川水系	大分川	全域	生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第796号
	裏川	全域	生物B	イ	
	寒田川	全域	生物B	イ	
	七瀬川上流	出会橋より上流	生物A	イ	
	七瀬川下流	出会橋より下流	生物B	イ	
	尼ヶ瀬川	全域	生物B	イ	
	賀来川	全域	生物B	イ	
	芹川	鑰小野橋より下流 (芹川ダム貯水池を除く)	生物B	イ	
	阿蘇野川上流	村内橋より上流	生物A	イ	
	阿蘇野川下流	村内橋より下流	生物B	イ	

水系等の区分	水域名	範囲	水域類型	達成期間	指定年月日 告示等
大野川水系	大野川	白水ダムより下流	生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第796号
	判田川	全域	生物B	イ	
	茜川	全域	生物B	イ	
	野津川	全域	生物B	イ	
	三重川	全域	生物B	イ	
	奥嶽川上流	権現橋より上流	生物A	イ	
	奥嶽川下流	権現橋より下流	生物B	イ	
	九折川	全域	生物A※	イ	
	緒方川上流	原尻の滝より上流	生物A	イ	
	緒方川下流	原尻の滝より下流	生物B	イ	
	稲葉川	稲葉ダムより下流	生物B	イ	
	玉来川	全域	生物B	イ	
	乙津川	全域	生物B	イ	
	原川	全域	生物B	イ	
白杵市内河川	白杵川	全域	生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第46号
	末広川	全域	生物B	イ	
番匠川水系	番匠川上流	虫月橋より上流	生物A	イ	平成24年1月17日 県告示第46号
	番匠川下流	虫月橋より下流	生物B	イ	
	中川	全域	生物B	イ	
	中江川	全域	生物B	イ	
	堅田川上流	船形橋より上流	生物A	イ	
	堅田川下流	船形橋より下流	生物B	イ	
木立川	全域	生物B	イ		
筑後川水系	筑後川下流	北里川合流点より下流 (松原ダム貯水池を除く)	生物B	イ	平成22年9月24日 環境省告示第46号
	玖珠川	全域	生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第226号
	町田川	全域	生物B	イ	
	庄手川	全域	生物B	イ	
	花月川上流	山神橋より上流	生物A	イ	
	花月川下流	山神橋より下流	生物B	イ	
	大肥川	全域	生物B	イ	

※九折川については、全亜鉛の基準は適用しない。

イ 湖沼

水域名	範囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告示等
松原ダム貯水池(梅林湖)	全域	湖沼 生物B	イ	平成22年9月24日 環境省告示第46号
北川ダム貯水池	全域	湖沼 生物B	イ	平成24年1月17日 県告示第46号
芹川ダム貯水池	全域	湖沼 生物B	イ	平成22年10月12日 県告示第797号
耶馬溪ダム貯水池	全域	湖沼 生物B	イ	平成25年3月29日 県告示第227号

ウ 海域

水域名	範囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告示等
大分県地先水域	全域（大分県北部沿岸域 及び大分県南部沿岸域に 係る部分を除く）	海域 生物A	イ	平成26年3月28日 県告示第184号
大分県北部沿岸域	別記25参照	海域 生物特A	イ	平成26年3月28日 県告示第184号
大分県南部沿岸域	別記26参照	海域 生物特A	イ	平成26年3月28日 県告示第184号
響灘及び周防灘	全域（響灘及び周防灘 （イ）に係る部分を除く）	海域 生物A	イ	平成29年5月22日 環境省告示第47号
響灘及び周防灘（イ）	別記27参照	海域 生物特A	イ	平成29年5月22日 環境省告示第47号

## 別記

No.	水 域 名	水 域 の 範 囲
1	豊前地先海域	大分県西国東郡香々地町(注 1)長崎鼻と北九州市門司区網ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
2	響灘及び周防灘	宇部市黒埼と大分県西国東郡香々地町(注 1)長崎鼻を結ぶ線、下関市網代埼と北九州市八幡埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって豊前地先海域並びに昭和 46 年 5 月 25 日閣議決定の宇部東港、宇部本港、工業運河、栄川入江、小野田港、宇部・小野田地先海域(甲)、宇部・小野田地先海域(乙)、奥洞海、製鉄戸畑泊地、堺川泊地、洞海湾湾口部及び響灘に係る部分を除いたもの
3	国東半島地先水域	香々地町(注1)長崎鼻から杵築市白石鼻に至る陸岸の地先海域
4	住吉泊地水域	大分港住吉東防波堤燈台から大分港住吉西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
5	乙津泊地水域	大分港乙津東防波堤燈台から大分港乙津西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
6	鶴崎泊地水域	大分港鶴崎東防波堤燈台から大分港鶴崎西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
7	大分港水域	大分市白木三角点、同三角点より 24 度 20 分 2,100m の地点、大分市千歳三角点より 24 度 40 分 6,100m の地点、同地点から 136 度の線と大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結ぶ線の交点、大分市大在大野川右岸北端の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた海域
8	別府港水域	両郡橋(別府市と大分市との境界地点)から島山山頂まで引いた線、別府市と日出町との境界陸岸地点から大崎鼻まで引いた線及び別府市と日出町との境界陸岸地点から両郡橋に至る陸岸により囲まれた海域
9	守江港水域	杵築市権現鼻と同市住吉浜燈台とを結んだ線及び陸岸で囲まれた海域
10	別府湾中央水域	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結んだ線及び陸岸で囲まれた区域から守江港水域、別府港水域、大分港水域、鶴崎泊地水域、乙津泊地水域及び住吉泊地水域を除く海域
11	別府湾東部水域	杵築市白石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線及び大分市大在大野川右岸北端から佐賀関町(注2)関崎に至る海岸に囲まれた海域で、大野川東部水域及び佐賀関港の水域を除く水域
12	大野川東部水域	次の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた水域 (1) 大分市大在大野川右岸北端 (2) 大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結ぶ線と大分臨海工業地帯 1 号地北東端から 10 度 1,800m の点と大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から 358 度 22 分 3,000 m の点とを結ぶ線の交点 (3) 大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から 358 度 22 分 3,000m の点 (4) 大分市と北海部郡佐賀関町(注 2)との境界と海岸との交点から 101 度 52 分 514m の地点から 358 度 22 分 4,080m の点 (5) 大分市と北海部郡佐賀関町(注 2)との境界と海岸との交点から 101 度 52 分 514m の点
13	佐賀関港	北海部郡佐賀関町(注2)踊鼻と同町若獅子鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた水域

1 4	北海部郡東部地先	北海部郡佐賀関町(注2)関崎と愛媛県佐田岬を結ぶ線から臼杵市下ノ江港灯台に至る陸岸の地先海域
1 5	臼杵湾	臼杵市下ノ江港灯台から津久見市楠屋鼻に至る陸岸の地先海域
1 6	津久見湾	津久見市楠屋鼻から南海部郡上浦町(注3)蒲戸崎に至る陸岸の地先海域
1 7	佐伯湾中央水域	佐伯市大字二栄漁港防波堤先端と大入島大字高松浦上浦 936 番地を結ぶ線、大入島、元ヶ鼻と片白島北端を結ぶ線、同島、同島南端と野崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
1 8	佐伯湾東部水域	佐伯市上浦蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域であって、佐伯湾中央水域に係る部分を除いたもの
1 9	南海部郡地先水域	鶴御崎(鶴見町(注4)と米水津村(注5)との境界陸岸地点)から大分県と宮崎県の境界陸岸地点に至る陸岸の地先海域
2 0	響灘及び周防灘(二)	北九州市網ノ鼻とB点(網ノ鼻から南東方 22,100mの地点(北緯 33 度 48 分 7 秒、東経 131 度 11 分 54 秒))を結ぶ線、同地点とC点(B地点から東方 20,600mの地点(北緯 33 度 48 分 7 秒、東経 131 度 25 分 7 秒))を結ぶ線、同地点と大分県西国東郡香々地町(注 1)長崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
2 1	国東半島地先	西国東郡香々地町(注1)長崎鼻から杵築市白石鼻に至る陸岸の地先海域
2 2	別府湾(イ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域であって、鶴崎泊地、乙津泊地、住吉泊地を除いたもの
2 3	別府湾(ロ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻を結ぶ線、杵築市白石鼻と北海部郡佐賀関町(注2)関崎を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域
2 4	佐伯湾	南海部郡上浦町(注3)蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域
2 5	大分県北部沿岸域	宇部市黒崎と豊後高田市香々地長崎鼻を結ぶ線、別府市と日出町との境界陸岸地点から大崎鼻まで引いた線(別府市と日出町の境界陸岸地点から水深 30m の地点までの部分に限る。)、水深 30m の等深線及び陸岸に囲まれた海域
2 6	大分県南部沿岸域	杵築市白石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線(大野川右岸北端から水深 30m の地点までの部分に限る。)、大分県と宮崎県の境界陸岸地点、水深 30m の等深線及び陸岸に囲まれた海域(入津湾を除く。)
2 7	響灘及び周防灘(イ)	平成 29 年 5 月 22 日環境省告示 47 号の別記 26 参照

注 1 「西国東郡香々地町」または「香々地町」とは現「豊後高田市香々地」をいう。

注 2 「北海部郡佐賀関町」または「佐賀関町」とは現「大分市佐賀関」をいう。

注 3 「南海部郡上浦町」とは現「佐伯市上浦」をいう。

注 4 「鶴見町」とは現「佐伯市鶴見」をいう。

注 5 「米水津村」とは現「佐伯市米水津」をいう。

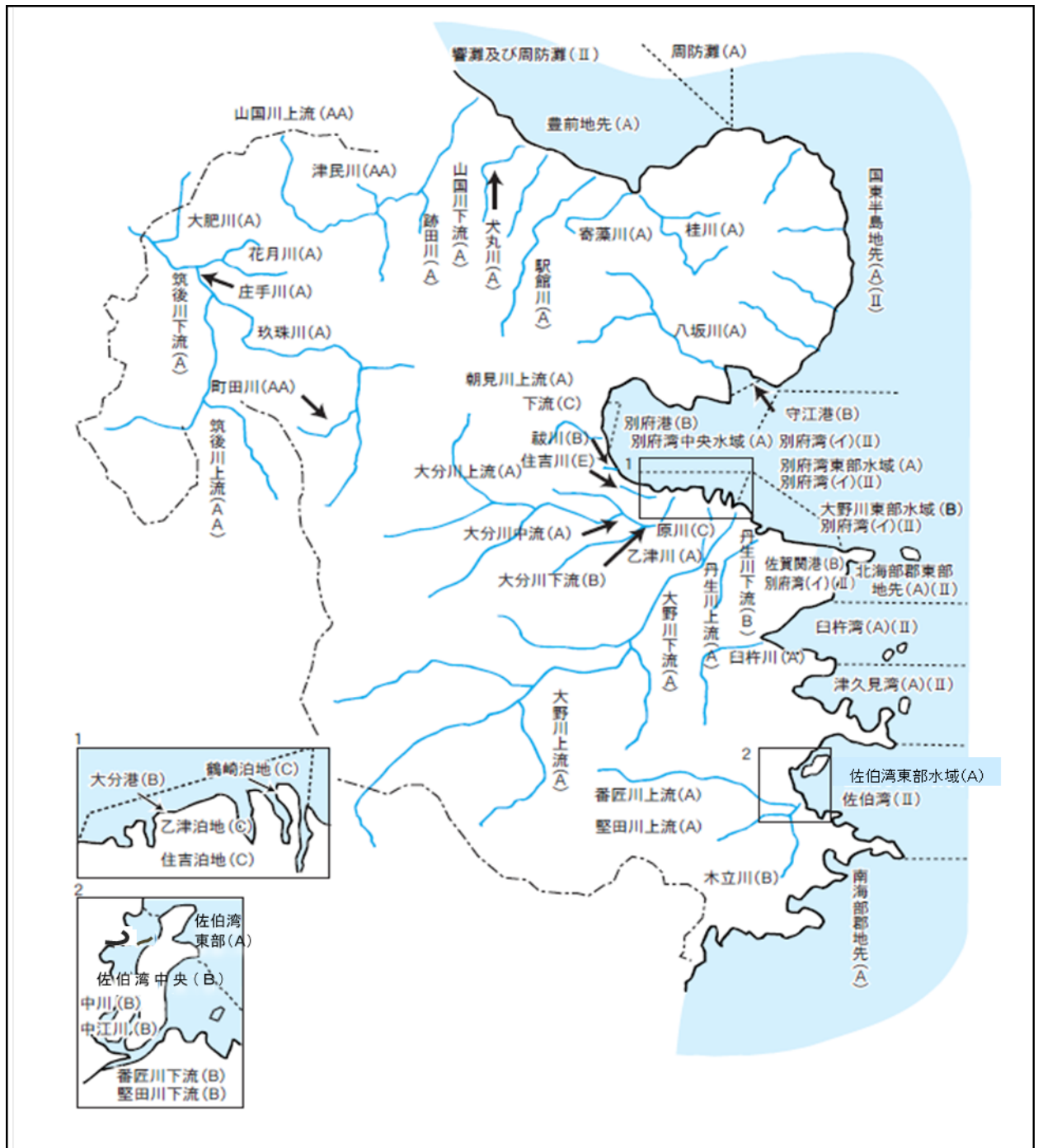


図 生活環境の保全に係る水質環境基準指定状況図（河川、海域）

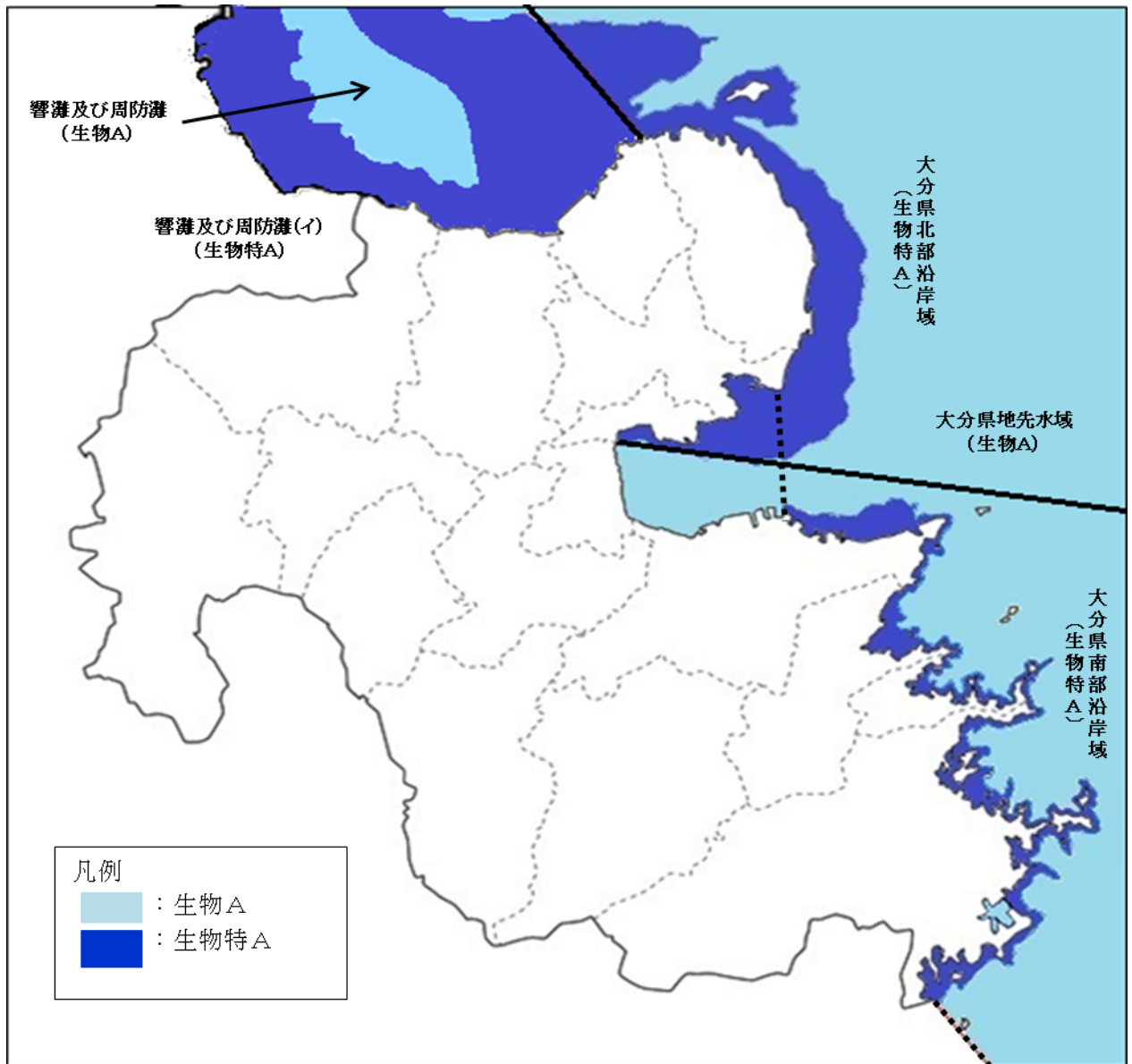


図 水生生物の保全に係る水質環境基準指定状況図 (海域)

### 3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

- 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）  
（以下「地下水告示」という。）

環境基本法第16条第1項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおり定められています。

#### 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、表3の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおり定められています。

別表3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

最終改正：令和7年3月31日環境省告示第41号

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3の14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102-2の9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は付表1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102-3 24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。） 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（24.3.3.4のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa）又はb）に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	0.002mg/L以下	地下水告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法

ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は 5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によつて液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。）及び 5.5 に定める方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
備考		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</li> <li>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</li> </ol>		

## 4 要監視項目及び指針値

### (1) 人の健康の保護に係る項目

(平成5年3月8日付け環水管第21号)

要監視項目とは、平成5年1月の中央公害対策審議会答申を受け、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、平成5年3月に設定されたものです。

その後、平成11年2月、平成16年3月、平成21年11月及び令和2年5月に改正が行われ、現在公共用水域では27項目、地下水では25項目が設定され、別表4(1)のとおり指針値が定められています。

### (2) 水生生物の保全に係る項目

(平成15年11月5日付け環水企発第031105001号、環水管発第031105001号)

平成15年9月の中央環境審議会答申を受け、「生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」についても、平成15年11月に要監視項目が設定されたものです。

その後、平成25年3月に改正が行われ、現在6項目が設定され、それぞれの類型ごとに別表4(2)のとおり指針値が定められています。

別表4 要監視項目及び指針値  
(1) 人の健康の保護に係る項目

最終改正：令和7年6月30日付け環水大発第2506309号

【公共用水域】

項 目	指 針 値	測 定 方 法
クロロホルム	0.06mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知（以下「要監視項目通知」という）付表1 第1 又は第2 に掲げる方法
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	要監視項目通知 付表1 第1 又は第2 に掲げる方法
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下	要監視項目通知 付表1 第1 又は第2 に掲げる方法
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	要監視項目通知 付表1 第1 又は第2 に掲げる方法
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下	要監視項目通知 付表2 に掲げる方法
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下	要監視項目通知 付表1 第1 又は第2 に掲げる方法
プロピザミド	0.008mg/L 以下	要監視項目通知 付表1 第1 又は第2 に掲げる方法
E P N	0.006mg/L 以下	要監視項目通知 付表1 第1 又は第2 に掲げる方法
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L 以下	要監視項目通知 付表1 第1 又は第2 に掲げる方法
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下	要監視項目通知 付表1 第1 又は第2 に掲げる方法
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下	要監視項目通知 付表1 第1 又は第2 に掲げる方法
クロルニトロフェン (CNP)	—	要監視項目通知 付表1 第1 又は第2 に掲げる方法
トルエン	0.6mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
キシレン	0.4mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下	要監視項目通知 付表3 第1 又は第2 に掲げる方法
ニッケル	—	規格 K0102-3 18.4、18.5 又は規格 K0102-3 4.5.3 に定める方法 (ただし、測定波長 232.0 nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格 K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム (II) 溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)
モリブデン	0.07mg/L 以下	規格 K0102-3 27.2、27.3 又は規格 K0102-3 4.5.3 に定める方法 (ただし、測定波長 313.3 nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格 K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム (II) 溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)
アンチモン	0.02mg/L 以下	規格 K0102-3 21.2、21.3 又は 21.4 に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	改正要監視項目通知 付表1 に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下	改正要監視項目通知 付表2 に掲げる方法
全マンガン	0.2mg/L 以下	規格 K0102-3 15.2、15.3、15.4 又は 15.5 に定める方法 (準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあつては、必要に応じ試料を希釈することとする。)
ウラン	0.002mg/L 以下	規格 K0102-3 30.2 又は 30.3 に定める方法
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005mg/L 以下 ※	令和2年5月28日付け環水大発第2005281号、環水大発第2005282号環境省水・大気環境局長通知 付表1 に掲げる方法

※PFOS 及び PFOA の指針値については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

【地下水】

項 目	指 針 値	測 定 方 法
クロロホルム	0.06mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	要監視項目通知 付表 1 第 1 又は第 2 に掲げる方法
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	要監視項目通知 付表 1 第 1 又は第 2 に掲げる方法
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下	要監視項目通知 付表 1 第 1 又は第 2 に掲げる方法
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	要監視項目通知 付表 1 第 1 又は第 2 に掲げる方法
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下	要監視項目通知 付表 2 に掲げる方法
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下	要監視項目通知 付表 1 第 1 又は第 2 に掲げる方法
プロピザミド	0.008mg/L 以下	要監視項目通知 付表 1 第 1 又は第 2 に掲げる方法
E P N	0.006mg/L 以下	要監視項目通知 付表 1 第 1 又は第 2 に掲げる方法
ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L 以下	要監視項目通知 付表 1 第 1 又は第 2 に掲げる方法
フェノバルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下	要監視項目通知 付表 1 第 1 又は第 2 に掲げる方法
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下	要監視項目通知 付表 1 第 1 又は第 2 に掲げる方法
クロルニトロフェン (CNP)	—	要監視項目通知 付表 1 第 1 又は第 2 に掲げる方法
トルエン	0.6mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
キシレン	0.4mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下	要監視項目通知 付表 3 第 1 又は第 2 に掲げる方法
ニッケル	—	規格 K0102-3 18.4、18.5 又は規格 K0102-3 4.5.3 に定める方法 (ただし、測定波長 232.0 nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格 K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム (II) 溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)
モリブデン	0.07mg/L 以下	規格 K0102-3 27.2、27.3 又は規格 K0102-3 4.5.3 に定める方法 (ただし、測定波長 313.3 nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格 K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム (II) 溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)
アンチモン	0.02mg/L 以下	規格 K0102-3 21.2、21.3 又は 21.4 に定める方法
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下	改正要監視項目通知 付表 2 に掲げる方法
全マンガン	0.2mg/L 以下	規格 K0102-3 15.2、15.3、15.4 又は 15.5 に定める方法 (準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあつては、必要に応じ試料を希釈することとする。)
ウラン	0.002mg/L 以下	規格 K0102-3 30.2 又は 30.3 に定める方法
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA)	0.00005mg/L 以下 ※	令和 2 年 5 月 28 日付け環水大 wat 発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号環境省水・大気環境局長通知 付表 1 に掲げる方法

※PFOS 及び PFOA の指針値については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

## (2) 水生生物の保全に係る項目

最終改正：平成 25 年 3 月 27 日付け環水大発第 1303272 号

## 【公共用水域】

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7 mg/L 以下
		生物特A	0.006 mg/L 以下
		生物B	3 mg/L 以下
		生物特B	3 mg/L 以下
	海域	生物A	0.8 mg/L 以下
		生物特A	0.8 mg/L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05 mg/L 以下
		生物特A	0.01 mg/L 以下
		生物B	0.08 mg/L 以下
		生物特B	0.01 mg/L 以下
	海域	生物A	2 mg/L 以下
		生物特A	0.2 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1 mg/L 以下
		生物特A	1 mg/L 以下
		生物B	1 mg/L 以下
		生物特B	1 mg/L 以下
	海域	生物A	0.3 mg/L 以下
		生物特A	0.03 mg/L 以下
4- <i>t</i> -オクチルフェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生物A	0.001 mg/L 以下
		生物特A	0.0007 mg/L 以下
		生物B	0.004 mg/L 以下
		生物特B	0.003 mg/L 以下
	海域	生物A	0.0009 mg/L 以下
		生物特A	0.0004 mg/L 以下
アニリン	淡水域 (河川及び湖沼)	生物A	0.02 mg/L 以下
		生物特A	0.02 mg/L 以下
		生物B	0.02 mg/L 以下
		生物特B	0.02 mg/L 以下
	海域	生物A	0.1 mg/L 以下
		生物特A	0.1 mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生物A	0.03 mg/L 以下
		生物特A	0.003 mg/L 以下
		生物B	0.03 mg/L 以下
		生物特B	0.02 mg/L 以下
	海域	生物A	0.02 mg/L 以下
		生物特A	0.01 mg/L 以下

## 5 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月環境庁告示第46号 最終改正：令和7年3月31日環境省告示第37号)

環境基本法第16条第1項による土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、別表5のとおり定められています。

別表5

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつては規格K0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格K0102-3 24.3（24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格K0170-7 7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検出1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

項目	環境上の条件	測定方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。	シス体にあつては規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンガルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10 mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1,000mL としたものを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)、5.2 (蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。) 及び 5.5 又は 5.2 及び 5.6 に定める方法
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

## 6 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）、地下水基準及び第二溶出量基準

（土壤汚染対策法施行規則別表第2～5）

要措置区域の指定基準のうち汚染状態に関する基準とし、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準が別表6に示すとおり定められています（規則第31条第1項及び第2項並びに別表第4及び別表第5）。

土壤溶出量基準は26種の全ての特定有害物質について、土壤含有量基準は第二種特定有害物質9物質について、それぞれ定められています。なお、土壤溶出量基準は、現行の土壤環境基準のうち溶出量に係るものと同じ数値となっています。

また、各特定有害物質について、地下水基準も別表6に示すとおり定められています（規則第7条第1項及び別表第2）。

このほか、汚染の除去等の措置を選択する際に使用する土壤溶出量の程度を表す指標として、第二溶出量基準が別表6に示すとおり定められています（規則第9条第1項第2号及び別表第3）。

土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤、すなわち、汚染状態に関する基準に適合しない土壤のことを「基準不適合土壤」といいます（規則第3条の2第1号）。

別表 6

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.003 以下	0.09 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下	1.5 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	1.0 以下
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀が 0.005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下	24 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	30 以下	
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003 以下
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	1 以下

## 7 特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件

「有害物質を含むものとしての要件」とは、有害物質の種類ごとに環境庁長官が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることをいい、具体的には別表7のとおり告示で検定方法が定められ、「検出」の判断基準値が示されています。

別表7 水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法  
(平成元年8月環境庁告示第39号 最終改正：令和7年3月環境省告示第42号)

有害物質の種類	検定方法	備考
カドミウム及びその化合物	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.2、14.3、14.4又は14.5に定める方法（ただし、14.2に定める方法にあつては4.2.4.2、4.2.4.3又は4.2.4.5に定める操作を、14.4に定める方法にあつては4.2.4.4又は4.2.4.5に定める操作を行うものとする。）	0.001mg/L
シアン化合物	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「環境基準告示」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法	0.1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	規格 K0102-4 7.2.1 及び 7.2.3 に定める方法	0.1mg/L
鉛及びその化合物	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法（ただし、13.2 に定める方法にあつては 4.2.4.2、4.2.4.3 又は 4.2.4.5 に定める操作を、13.4 に定める方法にあつては 4.2.4.4 又は 4.2.4.5 に定める操作を行うものとする。）	0.005mg/L
六価クロム化合物	規格 K0102-3 24.3.1 に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、24.3.3.4のb）及び24.2（24.2.2は除く）に定める方法）又は規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、規格 K0170-7 の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）	0.04mg/L
砒素及びその化合物	規格 K0102-3 20.2、20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法	0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	環境基準告示付表2に掲げる方法	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	環境基準告示付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）付表1に掲げる方法	0.0005mg/L
ポリ塩化ビフェニル	環境基準告示付表4に掲げる方法	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005mg/L
ジクロロメタン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002mg/L
四塩化炭素	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002mg/L

有害物質の種類	検 定 方 法	備 考
1,2-ジクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	シス体にあつては 0.004mg/L、トランス体にあつては 0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002mg/L
チウラム	環境基準告示付表 5 に掲げる方法	0.0006mg/L
シマジン	環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0003mg/L
チオベンカルブ	環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.002mg/L
ベンゼン	産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001mg/L
セレン及びその化合物	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法	0.002mg/L
ほう素及びその化合物	規格 K0102-3 5.2、5.3、5.5 又は 5.6 に定める方法	0.2mg/L
ふっ素及びその化合物	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1000 ミリリットルとしたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）、5.2 及び 5.5（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。）又は 5.2.2 及び 5.6 に定める方法	0.2mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格 K0102-2 13.3、13.4、13.5、13.6 又は 13.7 に定める方法（ただし、13.4、13.5 又は 13.6 に定める方法により測定する場合において、蒸留操作を行うときは、13.2.2 又は 13.2.4 に規定する方法とする。）により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格 K0102-2 15.7 又は 15.8 に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつてはアンモニア性窒素 0.7mg/L、亜硝酸化合物にあつては亜硝酸性窒素 0.2mg/L、硝酸化合物にあつては硝酸性窒素 0.2mg/L
塩化ビニルモノマー	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法	0.0002mg/L
1,4-ジオキサン	環境基準告示付表 7 に掲げる方法	0.005mg/L

## 8 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準

（平成11年環境庁告示第68号 最終改正：令和4年11月25日環境省告示第35号）

ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、別表8のとおり定められています。

別表8

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 （水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下	日本産業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
備考		
<p>1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパーラジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>		

## 9 大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例に基づく土砂等の土砂基準及び浸透水の水質基準

(大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例施行規則別表第1, 2)

大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例は大分県環境基本条例（平成11年大分県条例第32号）第3条に定める基本理念にのっとり、土砂等の堆積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するための規制に関し必要な事項を定めることにより、県民の生活環境を保全するとともに、生活の安全を確保することを目的に、平成18年11月から施行されました。

その中で、知事は、堆積行為に使用される土砂等の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが必要な基準（以下「土砂基準」という。）並びに堆積行為に使用された土砂等の層を通過した雨水等（以下「浸透水」という。）の水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが必要な基準（以下「水質基準」という。）を定めるものされ、それぞれ別表9のとおりとなっています。

別表 9

項 目	土砂等の土砂基準 (mg/L)	浸透水の水質基準 (mg/L)
カドミウム	0.003 以下	0.003 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
有機燐	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01 以下	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下	0.05 以下
砒素	0.01 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土砂等 1kg につき 15mg 未満であること	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
P C B	検出されないこと	検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土砂等 1kg につき 125mg 未満であること	農用地（田に限る。）において、1 以下未満であること
ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下
クロロエチレン	0.002 以下	0.002 以下
チウラム	0.006 以下	0.006 以下
シマジン	0.003 以下	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下
セレン	0.01 以下	0.01 以下
ふっ素	0.8 以下	0.8 以下
ほう素	1 以下	1 以下

## 10 その他の基準等

### (1) 水浴場水質判定基準

項目		ふん便大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
区分					
適	水質AA	不検出 (検出下限2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満 ~50cm以上
	水質C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満 ~50cm以上
不適		1,000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(\*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
  - ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
  - ・各項目の全てが「水質A」である水浴場を「水質A」とする。
  - ・各項目の全てが「水質B」である水浴場を「水質B」とする。
  - ・これら以外のものを「水質C」とする。

2 「改善対策を要するもの」については、以下のとおりとする

- (1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mLを超える測定値が1以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

## (2) 公共用水域等における農薬の水質評価指針

(平成6年4月15日付け環水土第86号環境庁水質保全局長通達)

農 薬 名	種 類	評価指針値 (mg/L)
イプロジオン	殺菌剤	0.3 以下
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2 以下
エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08 以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01 以下
エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006 以下
カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05 以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03 以下
ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006 以下
シメトリン	除草剤	0.06 以下
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2 以下
トリクロルホン	殺虫剤	0.03 以下
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1 以下
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 以下
フサライド	殺菌剤	0.1 以下
ブタミホス	除草剤	0.004 以下
ブプロフェジン	殺虫剤	0.01 以下
プレチラクロール	除草剤	0.04 以下
プロベナゾール	殺菌剤	0.05 以下
プロモブチド	除草剤	0.04 以下
フルトラニル	殺菌剤	0.2 以下
ペンシクロン	殺菌剤	0.04 以下
ベンスリド (SAP)	除草剤	0.1 以下
ペンディメタリン	除草剤	0.1 以下
マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.01 以下
メフェナセット	除草剤	0.009 以下
メプロニル	殺菌剤	0.1 以下
モリネート	除草剤	0.005 以下
(以上27農薬)		

(3) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）

■水濁指針値（水質汚濁に係る農薬登録基準値（平成20年環境省告示第60号）の10倍値）

最終改正：令和8年1月29日

- ・評価実施済み農薬：510農薬（うち、基準値設定済み農薬：373農薬）
- ・基準値設定不要農薬：137農薬

■水濁基準値が設定されていない農薬のうち、別途排水中の水濁指針値が設定されているもの

農 薬 名	水濁指針値 (mg/L)
(殺虫剤)	
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロルホン (DEP)	0.05
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06 (イミノクタジンとして)
シプロコナゾール	0.3
チウラム (チラム)	0.2
チオファネートメチル	3
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	1.2
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0.2
(除草剤)	
シクロスルフアムロン	0.8
シマジン (CAT)	0.03
トリクロピル	0.06
ナプロパミド	0.3
フラザスルフロン	0.3
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051 (MCPAとして)

■水産指針値（水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準値(平成18年環境省告示第143号)の10倍値)

最終改正：令和8年1月29日

- ・評価実施済み農薬：614農薬（うち、基準値設定済み農薬：464農薬）
- ・基準値設定不要農薬：150農薬

(4) 水産用水基準 ((社)日本水産資源保護協会 (2018年版))

項目		基準		
		淡水域		海域
		河川	湖沼	
有機物	BOD	①自然繁殖条件 3mg/L 以下 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合 2mg/L 以下) ②生育条件 5mg/L 以下 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合 3mg/L 以下)		
	COD		(COD <sub>酸</sub> 酸性法) ①自然繁殖条件 4mg/L 以下 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合 2mg/L 以下) ②生育条件 5mg/L 以下 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合 3mg/L 以下)	(COD <sub>碱</sub> アルカリ性法) ①一般海域 一時保留 ②ノリ養殖場 一時保留
全窒素			・サケ科・アユ科 0.2mg/L 以下 ・ワカサギ 0.6mg/L 以下 ・コイ・フナ 1.0mg/L 以下 ※上記魚種を対象とする場合	水産1種 0.3 mg/L 以下 水産2種 0.6mg/L 以下、0.3mg/L を超える 水産3種 1.0mg/L 以下、0.6mg/L を超える ※ノリ養殖無機態窒素 0.07~0.1mg/L ※ワカメ養殖無機態窒素 0.028mg/L
全リン			・サケ科・アユ科 0.01mg/L 以下 ・ワカサギ 0.05mg/L 以下 ・コイ・フナ 0.1 mg/L 以下 ※上記魚種を対象とする場合	水産1種 0.03mg/L 以下 水産2種 0.05mg/L 以下、0.03mg/L を超える 水産3種 0.09mg/L 以下、0.05mg/L を超える ※ノリ養殖無機態リン 0.007~0.014mg/L
D O		6mg/L 以上 (ただし、サケ・マス・アユを対象とする場合 7mg/L 以上)	同 左	6mg/L 以上 内湾漁場の夏季底層において 4.3mg/L を最低限維持
p H		6.7 ~ 7.5 生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと。	同 左	7.8 ~ 8.4 生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと。
懸濁物質	S S	SS 25mg/L 以下 (ただし、人為的に加えられるものは 5mg/L 以下)	①貧栄養湖でサケ・マス・アユなどの生産に適する湖沼 SS 1.4mg/L 以下 透明度 4.5m 以上 ②温水性魚類の生産に適する湖沼 SS 3.0mg/L 以下 透明度 1.0m 以上 ※自然繁殖及び生育に支障のない条件として	人為的に加えられるもの SS 2mg/L 以下 海藻類の繁殖に適した水深において必要な照度が保持され、その繁殖と成長に影響を及ぼさないこと。
	透明度	忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。 日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、成長に影響を及ぼさないこと。		
着色		・光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。 ・忌避行動の原因とならないこと。		
水温		・水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。		
大腸菌群		・大腸菌群数 (MPN) が 100mL あたり 1,000 以下であること。ただし、生食用カキを飼育するためには 100mL 当たり 70 以下であること。		
油分		・水中には油分が検出されないこと。 ・水面に油膜が認められないこと。		
有害物質		・水中の重金属、農薬、揮発性有機化合物などの化学物質が基準値を超えないこと。(基準値は別表)		
底質		・河川及び湖沼では、有機物などにより汚泥床、みずわたなどの発生を起こさないこと。 ・海域では、乾泥として COD <sub>碱</sub> 20mg/g 以下、硫化物 0.2mg/g 以下、ノルマルヘキササン抽出物質 0.1% 以下であること。 ・微細な懸濁物が岩面、礫又は砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、水産用水基準の基準値の 10 倍を下回ること。ただし、カドミウム、PCB については溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。 ・ダイオキシン類の濃度は 150pgTEQ/g を下回ること。		

(5) 農業（水稲）用水基準

(昭和45年(1970)農林水産省公害研究会)

「農業（水稲）用水基準」は、農林水産省が昭和44年春から約1カ年間、汚濁物質別について「水稲」に被害を与えない限度濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的効力はないが、水稲の正常な生育のために望ましい灌漑用水の指標として利用されている。

項 目		基 準 値
pH（水素イオン濃度）		6.0～7.5
COD（化学的酸素要求量）		6mg/L以下
SS（浮遊物質）		100mg/L以下
DO（溶存酸素）		5mg/L以上
T-N（全窒素濃度）		1mg/L以下
電気伝導度（EC）		0.3mS/cm以下
重金属	As（砒素）	0.05mg/L以下
	Zn（亜鉛）	0.5mg/L以下
	Cu（銅）	0.02mg/L以下

(6) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）に係る基準

項 目	基 準 値
カドミウム	農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1キログラムにつき0.4ミリグラム以上
銅	農用地（田に限る。）の土壌に含まれる銅の量が土壌1キログラムにつき125ミリグラム以上
砒素	農用地（田に限る。以下この号において同じ。）の土壌に含まれる砒素の量が土壌1キログラムにつき15ミリグラム（その地域の自然的条件に特別の事情があり、この値によることが当該地域内の農用地における農作物の生育の阻害を防止するため適当でないと認められる場合には、都道府県知事が土壌1キログラムにつき10ミリグラム以上20ミリグラム以下の範囲内で定める別の値）以上

(7) 農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準

(昭和59年11月 環境省水質保全局長通知 環水土第149号)

- 1 農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理指標は、亜鉛の含有量とする。
- 2 農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準値は、土壌（乾土）1キログラムにつき亜鉛120ミリグラムとする。
- 3 管理基準に係る亜鉛の測定の方法は、表層土壌について強酸分解法により分解し、原子吸光光度法によるものとする。

(8) 水底土砂に係る判定基準

(昭和48年総理府令第6号 最終改正：令和7年環境省令第8号)

No.	項目	判定基準
1	アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
2	水銀又はその化合物	検液 1L につき水銀 0.005mg 以下
3	カドミウム又はその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.03mg 以下
4	鉛又はその化合物	検液 1L につき鉛 0.1mg 以下
5	有機りん化合物	検液 1L につき有機りん化合物 1mg 以下
6	六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.2mg 以下
7	ひ素又はその化合物	検液 1L につきひ素 0.1mg 以下
8	シアン化合物	検液 1L につきシアン 1mg 以下
9	ポリ塩化ビフェニル	検液 1L につきポリ塩化ビフェニル 0.003mg 以下
10	銅又はその化合物	検液 1L につき銅 3mg 以下
11	亜鉛又はその化合物	検液 1L につき亜鉛 2mg 以下
12	ふつ化物	検液 1L につきふつ素 15mg 以下
13	トリクロロエチレン	検液 1L につきトリクロロエチレン 0.1mg 以下
14	テトラクロロエチレン	検液 1L につきテトラクロロエチレン 0.1mg 以下
15	ベリリウム又はその化合物	検液 1L につきベリリウム 2.5mg 以下
16	クロム又はその化合物	検液 1L につきクロム 2mg 以下
17	ニッケル又はその化合物	検液 1L につきニッケル 1.2mg 以下
18	バナジウム又はその化合物	検液 1L につきバナジウム 1.5mg 以下
19	廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物	試料 1kg につき塩素 40mg 以下
20	ジクロロメタン	検液 1L につきジクロロメタン 0.2mg 以下
21	四塩化炭素	検液 1L につき四塩化炭素 0.02mg 以下
22	1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 1,2-ジクロロエタン 0.04mg 以下
23	1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 1,1-ジクロロエチレン 1mg 以下
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につきシス-1,2-ジクロロエチレン 0.4mg 以下
25	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1,1,1-トリクロロエタン 3mg 以下
26	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 1,1,2-トリクロロエタン 0.06mg 以下
27	1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 1,3-ジクロロプロペン 0.02mg 以下
28	チウラム	検液 1L につきチウラム 0.06mg 以下
29	シマジン	検液 1L につきシマジン 0.03mg 以下
30	チオベンカルブ	検液 1L につきチオベンカルブ 0.2mg 以下
31	ベンゼン	検液 1L につきベンゼン 0.1mg 以下
32	セレン又はその化合物	検液 1L につきセレン 0.1mg 以下
33	1,4-ジオキサン	検液 1L につき 1,4-ジオキサン 0.5mg 以下

(9) 底質の暫定除去基準

昭和50年環水管第119号環境庁水質保全局長通知

(最終改正：平成24年環水大水第120725002号環境庁水質保全局長通知)

No.	項目	暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）	
		河川・湖沼	海域
1	水銀	25 ppm 以上	<p>次式により算出した値（C）以上 ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。</p> $C = 0.18 \cdot \Delta H / J \cdot 1 / S \text{ (ppm)}$ <p> <math>\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.</math> </p> <p>(1) 平均潮差（m）は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。</p> $\Delta H = \text{副振動の平均降巾 (m)} \times 12 \times 60 \text{ (分)} / \text{平均周期 (分)}$ <p>(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。</p> <p>(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、当該の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。</li> <li>2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を採取する魚介類（エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね1/2以下である水域においては、50とする。</li> <li>3) 2) の割合がおおむね1/2を超える水域においては、100とする。</li> </ol>
2	P C B	10 ppm 以上	<p>なお、魚介類のP C B汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。</p>